②PPPで進める公有地の利活用

1 横浜市の資産活用の取組み

●公有資産利活用の背景

施設ニーズの変化などに対応 子・高齢化の進展による公共 が重要になってきている。ま 利活用することが求められて し、保有する不動産を適切に 不動産を利活用していくこと どからこれまで以上に適切に た多くの低未利用地の存在な クがあることが認識され、ま 壌汚染など不動産固有のリス る土地・建物は地価変動や土 公共施設の老朽化や少 地方自治体が保有す

❷これまでの公民連携による 土地等有効活用の実績

間施設を民間事業者が複合開 とその余剰容積を利用した民 借地権を活用して、公共施設 発し、その公共施設を借上げ た(図1参照)。また、定期 について計画的に取組んでき など、保有土地の活用・縮減 で掲げ、一定の成果を挙げる について平成17年度末保有量 や買上げることで、 から25%の縮減を前中期計画 (計画年度:平成17~22年度) これまでに、先行取得用地 市の財政

> 年総務局) 土地有効活用事業」(平成16 成16年建築局)、「鶴見一丁目 トナー事業を実施した。 支出を効率化する官民のパー 太坂三丁目用地活用事業」(平 (「権

整理し、売却を行った。 ウスの整備などの公募条件を を踏まえて、コミュニティハ ら募集した利活用のアイデア にあたって、市民・団体等か 局) では、後利用を検討する 校活用事業」(平成21年総務 さらに、「旧並木第三小学

)資産活用基本方針の策定と 今後の取組み

方針の必要性が高まった。 活用等を内容とする具体的な 財産の売却促進や資産の有効 なものとなっており、 から、従来の取組では不十分 公会計制度改革の必要性など 景気低迷や危機的財政状況、 このような背景のなか、保 近年の社会経済情勢の変 特に、平成20年秋以降の 未利用

立って、その有効活用を全庁 まえつつ、 え、公共・公益的な目的を踏 有する不動産を資産として捉 に「横浜市資産活用基本方 ・戦略的に推進していくた 資産経営の視点に

> 効活用の実施を目標に掲げ も寄与できる、公有資産の有 視点に立って資産活用を検討 か年計画でも、資産経営の 様々な地域課題の解決に を平成22年3月に策定し 同年12月に策定した中期

なっている。 の方向性の検討を行うことに の土地について具体的な活用 理をしたが、今後、さらに個々 産や貸付可能な資産に分類整 卸しを実施し、売却可能な資 及び基金についての資産たな 平成22年度には、普通財産

●公有資産利活用における公 民連携の必要性

められている。 ピスを提供していくことが求 財源確保と合わせ、 く、多様な利活用手法により いても、単に売却ばかりでな てはならない。公有資産につ 定の水準は維持していかなく れた予算で市民サービスの一 財政状況の厳しい中、限ら 市民サー

の既に実績のある制度や手法 がある。定期借地権制度など 用を〝公民連携〟という視点 そのためには公有資産利活 発展・拡大していく必要

> 要である。 も大切だが、民間事業者のア る公募手法など創意工夫が必 により経験を積んでいくこと イデアやノウハウが発揮され

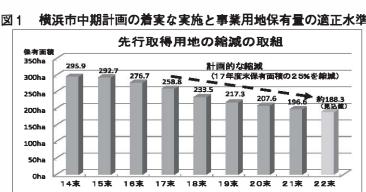
2 PPPによる公有地利活用

法の開発を試みた。 夫の余地はないか、新たな手 のアイデア等が存分に発揮さ た多くの情報や人的ネット まで共創フォーラム等で培っ れるように、公募の方法に工 ワークを活かし、民間事業者 共創推進事業本部ではこれ

うすべきか、などであった。 性を追求するだけでよいの への解決の糸口にするにはど 整備できるか、また地域課題 を発揮しやすい環境をいかに か、民間企業等がアイデア等 公有地利活用は単に経済合理 取組む上での問題意識

❶共創フォーラムの開催 は

担当者が議論を行う場とし テーマ別共創フォーラムを開 ンフォーラム、平成21年度は て、平成20年度は共創オープ 企業と横浜市のそれぞれの 公有地利活用について、民間 公民連携(PPP)による



嶋 **共創租進事業本部共創推進課担当課長** 田 稔

長尾

政治

谷口 秘務局契約財産部財産調整課長

共創推進事業本部共創推進課担当係長

当課の職員が参加した。 都市整備局など公有地の利活 者に加え、 開発に詳しい民間企業の担当 パーなど、公民連携や不動産 フォーラムには、 を経験している民間企業と ながらも、 用やまちづくり等に関わる担 コンサルタント、デベロ るには先駆事例をヒントにし 議論は極めて重要である。 新しい試みにチャレンジす 様々な立場で実践 総務局、 金融機関や 建築局、

❷共創フォーラムでの議論 に向けて 「官の決定権問題」の解消

論を行った。 率直な意見を出し、 題について、公民の立場から 考え方や実施にあたっての課 事例を参考に、新たな手法の り出していくか。フォーラム 参画しやすい環境をいかに作 けて、公有地の売却、利活用 権問題」(注1)の解消に向 者が創意工夫する余地をなく 細かく決めすぎて、 民連携による公有地の利活用 では、米国や国内における公 の公募事業に、民間事業者が してしまっている「官の決定 土地利用要件などを行政が 民間事業 活発な議

地利用条件等を定める前に民 民間企業からは、 行政が土

それがある。

るという意見も出された。 いと、提案することに躊躇す に対するインセンティブがな デア等が公開されたり、 民間事業者から出されたアイ う意見が出された。一方で、 立案する上で有用であるとい 認できることが、事業計画を にくい行政の考えや意向を確 される資料だけからは把握 ての意見が言えることや公開 とで、公募事業の実施に対し 間事業者と行政が対話するこ

❷公民連携による課題解決型 公募手法のモデル実施

討に入った。 た議論を踏まえ、具体的な検 ア等の取扱いやインセンティ ブなどフォーラムで交わされ 平成22年度からは、アイデ

は公募事業が不調に終わるお 特に昨今の厳しい社会経済情 下げてしまう可能性があり、 事業者の公募への参加意欲を 用要件を定めることで、 かし、行政が一方的に土地利 の配慮をする必要がある。 としても土地利用内容に一定 可能性があることから、 辺地域に大きな影響を与える については、利活用により周 較的あると考えられる公有地 元において、 用途地域や立地条件等か 開発のポテンシャルが比 最悪の場合に 民間 行政

> 施を可能とするために、「公 手法」を開発した。 民連携による課題解決型公募 用要件を定めた公募事業の実 がる現実的かつ最適な土地利 決や地域経済の活性化につな 把握した上で、地域課題の解 活用し、不動産市場を十分に のノウハウや活力を効果的に 市の対話によって民間事業者 そこで、民間事業者と横浜

関与し、 公表、 要を公表する。 保するために外部の専門家が の部分で公平性、透明性を確 なっている(図2参照)。 成、⑤事業者公募の開始と を踏まえ事業者公募要項を作 とで対話を実施、④対話結果 報とともに公募要項の骨格を 対話の対象となる公有地の情 この公募手法の流れは、 ③民間事業者と横浜市 ②対話への参加を受け ⑤の部分で対話の概 (1) **(4)**

象地として選定した。 る戸塚区吉田町の公有地を対 至近で、比較的まとまりのあ 駅という大規模ターミナルの を行った。その中から、戸塚 ルの高い公有地を中心に選定 る土地や駅前などポテンシャ 補地として、比較的規模のあ として実施することとし、 検証するために、モデル事業 手法の妥当性や効果、課題を 新しい試みでもあるため、 候

とした。

ア・庁内での検討

ポイントを説明する。 行った庁内での議論、 成22年4月から10月までに 手法の開発にあたって、 検討の 平

見が交わされた。 できるか、民間事業者からの となる公募要項の骨格の内容 対応できるかどうかなどの意 提案に対して横浜市が柔軟に 対話の公平性・透明性を確保 議、審議を行った。そこでは、 について、資産活用推進会議 募手法の流れ、対話のベ プトやスキームの考え方、 において計る回にわたって協 公募手法の基本的なコン 1 公 セ

民連携・不動産活用等の専門 容は、公平性・透明性を確保 質の低下、対話への参加の消 を恐れることによる、提案の 家の助言、 範囲で抽象化し、 における競争性を阻害しない しつつ、後に行う事業者公募 極化を避けなければならな 者が自らのアイデア等の露呈 することとしたが、民間事業 するために対話の概要を公表 い。そのために、公表する内 特に公平性・透明性を確保 確認を受けること 弁護士、公

地利用要件など)について、 も、公募要項の骨格(特に+ して柔軟な対応を行うために 民間事業者からの提案に対

図2

写真1 テーマ別共創フォーラム

け、不透明・不合理な条件提示など、事度の著しい低さ、民へのリスクの押し付 りプロジェクトの内容や方法が決められ 業の成否に関わる影響が生じる問題をい る、「官」の側の一方的な発想や判断によ てしまう結果、不必要な事業、民の自由 (注1) 官の決定権問題 東洋大学大学院根本祐二教授が提唱す 詳しくは4・5ページを参照。

公民連携による課題解決型公募手法の流れ 3 2 (4)1

リーシート提出)

公募要項の骨格を公表公有地の情報とともに

対話の

実施

(5) 者公募要項を作成対話結果を踏まえ事業 事業者公募の開始

課題解決型公募手法を実施

見や提案がなされた。共創 ことを強く実感した。 のだが、民間事業者は行政と フォーラムでも指摘はあった 加を強く意識した真剣な意 が参加し、事業者公募への参 対話をする機会を欲している 話には、18の事業者グループ 平成23年1月に実施した対

といった2点が課せられた命 者の財産でもあるアイデア等 つついかに保護していくか、 を、公平性・透明性を確保し ることができるか、民間事業 臨み事業者公募要項を作成す や提案に対して真摯な姿勢で 今後、これらの真剣な意見

じなければならない。 るおそれがあることを肝に銘 の信頼、協力を得られなくな 浜市は民間事業者からの今後 これらの結果次第では、横

だからこそ、わかってきたこ また、モデル事業に取組ん

> ろう。 することも今後考えるべきだ 象にメーリングリストを作成 ある。また、民間事業者を対 た。十分な周知期間が必要で 間事業者が関心を示してくれ 依頼したことから、多くの民 などにも積極的に周知協力を けでなく、業界団体や業界紙 で記者発表やホームページだ ことである。特に今回は、 の間隔の取り方が重要である とがある。一つ目は、フロー (図2参照) の①から③まで

検討しなければならないだろ の精査などの様々な改善策を するには、対話への参加条件 ある。この公募手法を一般化 通はこのような対応は困難で 話時間の調整を行ったが、普 程をほぼ一週間抑えた上で対 進課などの関係課の職員の日 産調整課、戸塚区役所区政推 回は、共創推進課と総務局財 かける時間が必要になる。今 ど、それだけ横浜市が対話に 民間事業者が関心を示すほ 定の難しさである。多くの 題でもあるが、対話時間の設 二つ目は、

の実施に向けて 課題解決型公募手法の今後

ケートを行い、この公募手法 参加した民間事業者にはアン 今後、モデル事業で対話に

報の出し方(①の段階の公墓

的なのか、どのようにしたら 要項の骨格の作り方)が効果 やインセンティブの量の合理 ンセンティブの付与の妥当性 ることなども検討したが、イ を事業者公募の参加資格とす いう点である。対話への参加 ティブが与えられているかと 間 討すべき点について述べる。 討をしながらも、引き続き検 創フォーラムなどで議論、 く予定である。ここでは、 についていろいろと意見を聞 まずは、対話に参加した民 事業者に十分なインセン 共

ある意味では課 ぜひ聞いてみたい。 このあたりは、アンケートで に提供しなければならない。 と感じるものを、民間事業者 ト、対話に参加してよかった 本来は、民間事業者がメリッ という関係では継続しない ウハウ等を一方的に利用する せなかった。民間事業者のノ 易に実施できる手法を考え出

だろう。また、民間事業者が 検討する上で、どのような情 も明確にしていく必要がある るかという行政側のメリット いてどのような効果が得られ にも、どのような公有地にお に利用されるようにするため 有地の利活用において一般的 そして、この公募手法が公

> のかを研究していかなければ 効率のよい対話が実施できる

て支援スペースやコミュニ 用事業の中で設置されるよう 益的な施設」(例えば、子育 ニーズに対応する民営の「公 フォーラムでも若干の議論を に仕向ける方法を考えたかっ ティカフェ等) が公有地利活 した、地域が抱える課題や

ら、今後、より多くの公有地 ところである。 略(注2)とは大きく異なる 用はできず、それがCRE戦 民の理解を得られない土地利 が、公有地の周辺の住民や市 の処分・利活用が予想される

なければならない。 可欠であり、公有地の利活用 のために使わない手はない。 動を図る仕組みも考えてい とそれらの活動との連携・連 ど、様々な担い手の参画が不 社会起業家、町内会、市民な 間企業、NPO法人、大学、 政だけが担うのではなく、民 の課題やニーズへの対応を行 しかし、そのためには、地域 課題の解消やニーズへの対応 割は終えたとしても、地域の 有された不動産を、当初の役 公共利用のために取得、所

また、欲を言えば、

た。 財政基盤の強化の観点

性を説明でき、かつ比較的容

3 PPPによる横浜市の 有地利活用のこれから 公

共・公益的な利用が部分的に求 のがある。 有地には、ポテンシャルが大き ルが認められる公有地を想定し められ、ある程度のポテンシャ くなっているものなど様々なも な課題を抱えて身動きがとれな 内容が想定しにくいもの、 待されるものや逆に市街化調整 く民間事業者の活力が大いに期 て開発した。横浜市が抱える公 区域内のように有望な土地利用 題解決型公募手法は、

間事業者の力を借りていかなけ 続けていかなければならない。 には、民間事業者が積極的にア ンティブを感じる環境づくりを イデア等を提供しようとインセ ればならないだろう。そのため **活用を進めるために、さらに民** 今後、多種多様な公有地の利

(注2) CRE戦略

と定義されている。投資家等の利害関係 ムの導入が本格化している。 企業では、CREマネジメント・システ 者に対して企業不動産の投資効率に関し させていこうという考え方を示すもの 行い、不動産投資の効率性を最大限向上 点から経営戦略的視点に立って見直しを てより一層説明責任を負うようになった 業不動産について、「企業価値向上」の観 実践するためのガイドライン」では、『食 国土交通省が公表する「CRE戦略を